

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20220201	有限会社福松運輸(法人番号1240002042651) 代表者井上健次	広島県福山市南松永町3丁目5-53	本社営業所	広島県福山市南松永町3-5-53	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和3年1月18日及び同年3月8日、重大事故を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項及び第3項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	3	3
20220215	株式会社楓運輸(法人番号5270001007335) 代表者中野敏宏	鳥取県鳥取市湖山町南二丁目821番地1	本社営業所	鳥取県鳥取市賀露町4011番地	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和3年5月20日及び同年11月18日、情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示のなお書き遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)	4	4
20220215	有限会社福山鮮冷運輸(法人番号7240002046424) 代表者三宅浩明	広島県福山市幕山台8丁目18番10号	本社	広島県福山市幕山台8丁目18番10号	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和3年4月15日及び同年6月28日、死亡事故を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	8	8
20220217	岡田 恭一	鳥取県鳥取市青谷町青谷4474	本社営業所	鳥取県鳥取市青谷町青谷4474	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第2号、法第17条第4項及び法第27条第1項	令和3年8月26日及び同年9月15日、情報提供を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業用自動車の定期点検整備義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者台帳の保存義務違反(安全規則第9条の5第2項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(9)名義貸し(法第27条第1項)	34	34

20220222	有限会社マック(法人番号6290802005996) 代表者平田和美	山口県下関市菊川町大字上大野18-8	本社営業所	山口県下関市菊川町大字上大野18-8	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和3年2月8日及び同年3月29日、救護義務違反があったことを端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録保存義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運行指示書の保存義務違反(安全規則第9条の3第4項)、(7)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(11)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	8	8
----------	------------------------------------	--------------------	-------	--------------------	-----------------------	-----------------------------	---	---	---